

米国 DOE の原子力イノベーション政策：技術開発支援は順調、ではその次は？

原子力グループ 研究員 木村 謙仁

2019年8月28日、米国エネルギー省（DOE）は公式ウェブサイト上に、ダン・ブレイエツト副長官の名前で「DOE が新しい原子力に全力だという 11 の根拠¹」という記事を掲載した。この記事では DOE が近年実施してきた 11 の施策をあげ、「トランプ政権は（アメリカの）原子力産業の復活と再活性化に向けて、言葉だけではなく実際に行動を起こしている」ことをアピールしている。そのアピールには非常に特色ある取組が含まれている一方で、さらに踏み込むべき余地も感じられる。

この記事にあげられている DOE の 11 の実績のうち、「国立原子炉イノベーションセンター（NRIC）の立ち上げ」は特に最近（2019年8月15日）のことであり、それだけに今後の動向や成果を注視したい。NRIC はアイダホ国立研究所（INL）内に開設された枠組みで、民間企業による新型炉商用化に向けた研究開発や運用試験などに、INL の設備を提供する。既に実施されている「原子力イノベーションの加速ゲートウェイ（GAIN）」プログラムが主に新型炉の実証炉建設を支援するのに対し、NRIC はその先の段階である商用化の支援を目的とする²。NRIC 設置を規定した「原子力イノベーション能力法（NEICA）」は 2018 年 9 月 28 日成立であるため、1 年足らずでこれを実現したことになる。先を見据えて GAIN の次の段階の枠組みまで法制化し、それを迅速に実行したことこそ、アメリカが政府のみならず議会も含めて、「言葉だけではなく実際に行動を起こしている」ことの証左といえるだろう。

他方で、11 の実績のうち商用炉による発電事業の支援といえるのは、ボーグル 3、4 号機の建設支援のみである。2017 年 9 月には DOE のペリー長官が原子力（および石炭火力）発電の価値が適切に評価される規則を策定するよう連邦エネルギー規制委員会（FERC）に要請したが、FERC は 2018 年 1 月にその検討を終了している³。また、一部の州では原子力を対象とした支援制度が導入されているものの、それらは経営が危機に陥った既設炉の早期閉鎖回避を目的としており、現状では新規建設を促進するものとはなっていない。

原子力イノベーションに研究開発の支援が必要であることは言うまでもないが、原子力の新技術が実際に導入されるためには、安定的な低炭素電源という原子力の価値が正当に評価されるような環境整備も重要となる。無論、連邦制による権限の制約はあるだろうが、連邦政府レベルでも次の一手を検討していくことは必要であろう⁴。折角、副長官の名前まで出して記事を公表するのだから、「これまでに何ができたか」のみならず、「これから何をやるのか」まで示してこそ、一層の本気度を示すことにつながるのではないだろうか。

お問い合わせ：report@tky.ieej.or.jp

¹ <https://www.energy.gov/ne/articles/11-reasons-why-doe-all-new-nuclear>

² NRIC ファクトシート (<https://www.energy.gov/ne/downloads/national-reactor-innovation-center-fact-sheet>)

³ FERC, News Releases, January 8, 2018.

⁴ 実際、低炭素電源への生産税控除（PTC）を原子力にも提供することが連邦政府レベルで決定されており、前述のボーグル両基に適用される見込みである。（なぜか、これについては件の記事では触れられていない）